令和７年度しがの漁業担い手着業支援事業費補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　知事は、琵琶湖漁業の担い手の確保育成を図るため、新規漁業就業者が漁業経営を開始または漁業経営の安定に必要な漁船・漁具等の導入や操業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和４８年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第２条　この事業において、補助金の交付の対象となる者は、各支援について以下の要件を全て満たす者であって、別に定める令和７年度しがの漁業担い手着業支援事業事務取扱要領（以下、「要領」という。）に基づく経営計画の採択を受け、かつ経営計画履行が確認された者とする。ただし、いずれの支援においても、事業終了後３年間の漁業経営継続を条件とし、経営実態が認められない場合は補助金の返還を求めることがある。

（１）漁業経営開始支援（別表①に掲げる経費）

　　　ア　これまで当該支援を受けたことがない者

　　　イ　所属漁協（研修受講者にあっては所属見込み漁協）の推薦がある者

（２）漁業経営安定支援（別表②に掲げる経費）

　　　ア　所属漁協（研修受講者にあっては所属見込み漁協）の推薦がある者

（補助対象および補助率等）

第３条　補助対象となる経費および補助率等は別表に定めるとおりのものであって、要領に基づく経営にかかる計画採択の日から採択を受けた年の12月末日までに発生したものを対象とする。

（交付申請）

第４条　規則第３条に規定する交付申請書の様式および添付書類は、別記様式第１号のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第５条　規則第５条第１項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）事業を中止しまたは廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

（２）補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち１件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならないこと。

（３）補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（４）補助事業者は、補助事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または大蔵省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（５）その他知事が必要と認める事項。

（６）補助事業者が（１）から（５）により付した条件に違反した場合、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

（申請の取下げ）

第６条　規則第７条の規定による申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知のあった日から起算して15日を経過した日までとする。

（実績報告）

第７条　規則第12条の規定による実績報告は、要領第３（６）に定める経営報告書およびその添付書類の提出によってなされたものとみなし、その提出期日および提出部数は次のとおりとする。

（１）提出期日　経営計画の採択のあった年度の３月10日

（２）提出部数　１部

（補助金等の額の確定）

第８条　規則第13条の規定による補助金等の額の確定通知は、規則第６条の規定による補助金等の交付決定通知によってなされたものとみなす。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第９条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が０円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第２号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第10条　申請者は、第４条の規定に基づく交付申請書の提出、第７条の規定に基づく実績報告の提出または第９条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準処理期間）

第11条　規則第４条の規定による補助金の交付の決定は、規則第３条の規定による申請を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

２　規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

　　　付　則

　この要綱は、令和７年７月２日から施行し、令和７年度実施事業について適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 補助対象経費 | 補助率等 |
| 漁業担い手着業支援事業 | ①漁業経営開始に要する経費新規漁業就業者が、漁業経営を開始するために必要な漁船・漁具等を導入する際に必要な経費(１)漁船・漁具取得費　漁船・漁具等の購入に要する経費(２)漁船・漁具等修繕費　漁船・漁具等の修繕に要する経費(３)操業に要する経費　燃料、漁船保険料、占用料、共済掛金　ただし、操業に要する経費は経費全体の半分を超えてはならない。(４)上記以外の経費で、知事が特に認めた経費 | ①１/２以内（補助金額上限1,000千円/人）なお、活用回数は1人1回限りとする。 |
| ②漁業経営安定に要する経費新規漁業就業者が、漁業経営の安定を図るために必要な操業にかかる経費(１)漁船・漁具等修繕費　漁船・漁具等の修繕に要する経費(２)操業に要する経費　燃料、漁船保険料、占用料、共済掛金(３)上記以外の経費で、知事が特に認めた経費 | ②１/２以内（補助金額上限500千円/人）　なお、活用回数は1年1回限りとする。 |

（注）①に関する募集で予算の上限に達した場合、②に関する募集は行わない。

別記様式第１号

令和７年度しがの漁業担い手着業支援事業費補助金交付申請書

 年　月　日

 （宛先）

　　滋賀県知事　殿

 申請者　　住　　所

氏　　名

連絡先電話番号

 振込先情報　　金融機関名・支店名

預金種別

口座番号

口座名義

口座名義（カナ）

令和７年度において、下記のとおりしがの漁業担い手着業支援事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則第３条の規定に基づき、次の関係書類を添えて補助金　〇〇〇〇〇円の交付を申請します。

　なお、この申請に当たり同規則第４条第２項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

関係書類

１　事業計画書（様式1号関係）

様式1号関係

事業計画書

　１．事業の目的

　２．事業の内容

　３．事業の効果

　４．経費の配分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 補助事業に要する経費 | 負　担　区　分 | 備　　考(積算内訳) |
| 県 | その他 |
| 令和７年度しがの漁業担い手着業支援事業 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

５．収支予算（または収支精算）

　　（１）収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | 備　考 |
| 県費補助金 |  |  |  |  |
| その他（自己負担分） |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

 （２）支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度精算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | 備　考 |
| 県費補助金 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

別記様式第２号

令和７年度しがの漁業担い手着業支援事業費補助金

消費税仕入控除税額報告書

 年 月 日

 （宛先）

　　滋賀県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　報告者　 住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　連絡先電話番号

令和７年　　月　　日付け滋水第　　　号で補助金の交付の決定の通知があった令和７年度しがの漁業担い手着業支援事業について、令和７年度しがの漁業担い手着業支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり報告します。

 記

　　１．令和７年　月　日付け滋水第　号による補助金の額の確定通知額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　円

　　２．実績報告時に減額した消費税仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　円

　　３．消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　円

　　４．補助金返還相当額（３－２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　円